平成２３年（フ）第１５７号
沖縄県那覇市前島１丁目４番13号　オーシャンアパート401
債務者　崎濱　秀昭
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12658番地７
債務者　松尾　尚美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１９９号
兵庫県川西市緑台３丁目２番地の102、前住所兵庫県西宮市薬師町５番44号　202
債務者　大北　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１３号
兵庫県宝塚市高司１丁目７番18号
債務者　高木　亜美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢493番地
債務者　井上　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０６号
岩手県北上市流通センター３番１―403号
雇用促進住宅
債務者　多田久佐子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県南あわじ市倭文長田778番地３、前住所兵庫県明石市西明石西町２丁目７番13号
西町コーポラス202号
債務者　黒岩　和子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県南あわじ市志知南４番地１
債務者　松浦　幸美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８号
高知県宿毛市平田町戸内396番地
債務者　村尾　栄二
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４３１号
神戸市須磨区神撫町４丁目１番４号
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０７号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番３―602号アズモールシティＫＯＢＥ
債務者　駒　　修治
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１９号
神戸市北区中里町１丁目８番地の210
債務者　山本　恒子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２６号
神戸市兵庫区下沢通４丁目３番14号下沢マンション202号
債務者　嵜本　義明
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２７号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ38棟403号
債務者　倉田　真治
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３３号
神戸市東灘区北青木１丁目１番１―404号
債務者　吉田　義和
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５３号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番19号　ハイツ材井305
債務者　野沢　昭子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部